

バス協だより

平成18年7月1日

茨バス協の低公害車導入補助等の取扱いについて

去る、6月13日(火)に開催した第30回通常総会において、平成18年度の新長期規制バス・CNG・ハイブリッドバス購入、及びディーゼル微粒子除去装置に対する協会補助を決定しました。該当する車両の購入等に際しては、協会にご相談下さい。

貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針の変更について

新規許可基準の改正ですが、既存の事業者にも適用され、現在、都県単位を営業区域としているものを、都県境に接する市町村に営業所を設置する場合は、道路等で接して、同一の経済事情である場合は隣接する市町村をも含む区域を営業区域とする申請が可能です。該当すると思われる会員事業者は協会にご相談下さい。

不正軽油撲滅について

不正軽油とは、主に軽油に重油・灯油を不正に混ぜて、軽油と称して販売されているものであり、軽油引取税の脱法行為となるものであります。不正軽油は、大気汚染の原因となるとともに、公正な市場競争を阻害しています。当協会は不正軽油を撲滅する事を目的として、茨城県、及び関係機関等で構成する茨城県不正軽油撲滅対策協議会に参加し、意見交換、情報交換、広報等活動を行っています。

ディーゼル車の二段階目運行規制の実施について

東京都と埼玉県において、大気汚染の改善を図るため、環境条例等により行っているディーゼル車の二段階目の基準の運行規制が本年4月1日から行われました。これにより、新たに規制の対象となるディーゼル車は知事が指定する粒子状物質減少装置を装着しなければ東京都及び埼玉県内を走行することが出来ません。

車輪脱落事故防止のための正しい取扱いについて

車輪の脱落は、路上故障や他の交通の妨げとなるばかりでなく、場合によっては重大な事故を引き起こし、人の命にかかわることもあります。日頃から、正しい点検・整備の励行をお願いいたします。(社)日本自動車工業会の作成した大型トラック・バスの「車輪脱落防止のための正しい取扱いについて」に留意いただくとともに、点検の結果、ホイールボルトの折損など異常を発見した場合は、そのまま運行することなく、直ちに確実な整備を行い、車輪の脱落防止をお願いします。なお、「正しい12ヶ月点検の方法」のビデオ及びDVDを入手いたしましたので貸し出しいたします。希望する会員は協会まで申し出下さい。

陸運関係事業者表彰の推薦について

関東運輸局長及び運輸支局長が行う標記表彰の受章対象者の推薦をお願いいたします。

その他、バス協会長表彰を含むその他の表彰条件、期限については別紙のとおりですのでご留意下さい。